

## 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の制定について

昭和58年1月18日防発第40号  
警察本部長より各部・課・官・隊・校・署長あて

警備業法（昭和47年法律第117号、以下「法」という）第11条の7の規定に基づき機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和57年石川県公安委員会規則第1号）が昭和57年12月28日公布され、本年1月15日施行された。

この規則は、警備業法の一部改正に伴い、同法第11条の7に機械警備業者の即応体制の整備義務が新設され、その基準を都道府県公安委員会規則で定めることとなったためである。

同規則の内容及び運用上の留意事項は次のとおりであるから了知の上、遺憾のないように運用されたい。

### 記

#### 1 規則の内容

##### (1) 即応体制の整備について、次のような基準を定めた。（第1条関係）

盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合は、25分以内に警備員を現場に到着させることができること。

ただし、へき地等に所在し発報時に近隣に居住する管理者による事実の確認等必要な措置がとれると公安委員会が認定した警備業務対象施設については、上記の時間以内に警備員を到着させることができなくてもよい。

##### (2) 機械警備業者について、即応体制を充実するように努めなければならない旨の努力義務を定めた。（第2条関係）

##### (3) 経過措置として、施行後1年間は(1)の基準に代わって適用される基準を定めた。（附則関係）

#### 2 運用上の留意事項

##### (1) 即応体制整備の指導について

盗難等の事故情報を受信した場合に、25分以内に警備員が現場に到着できるように必要な警備員、待機所、車両その他の装備を適正に配置しておくように指導の徹底を図ること。

##### (2) 公安委員会の認定について

1(1)ただし書に規定する公安委員会の認定は、次により運用すること。

ア 認定は機械警備業者の個別の申請に基づいて行うこととする。

イ 対象地域は、へき地等その地域内又はその周辺に待機所等を配置すること

が通常期待できない地域に限るものとする。

ウ 認定は、当該警備業務対象施設又はその近隣に居住する管理者又はその委託を受けている者に連絡してその者が事実の確認をするという取決めがある場合、近隣の駐在所等に連絡することとなっている場合など機械警備業者において十分な措置が講じられている場合に行うものとし、単に110番通報をするに過ぎない場合には、行わないものとする。

エ 認定の要件を満たさないこととなった場合には、認定を取り消すこととなるので、認定を取消された場合には、当該警備業者に対し、速やかに所要の措置をとるように指導すること。

(3) その他

認定申請書の受理及び認定業務については別途指示する。